



長野県報

3月23日(木)
平成29年
(2017年)
第2860号

目次

条 例

長野県松本空港条例の一部を改正する条例（交通政策課松本空港利活用・国際化推進室）…………… 7

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）…………… 7

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）…………… 7

長野県営林道事業費分担金徴収条例等の一部を改正する条例（市町村課、人事課、こども・家庭課、医療推進課、
信州の木活用課、都市・まちづくり課、高校教育課）…………… 7

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 8

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例（人事課）……………10

長野県県税条例等の一部を改正する条例（税務課）……………10

長野県個人情報保護条例及び長野県情報公開条例の一部を改正する条例（情報公開・法務課）……………18

長野県短期大学条例の一部を改正する条例（県立大学設立準備課、教育政策課）……………19

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（県民協働課）……………19

児童福祉施設条例の一部を改正する条例（こども・家庭課）……………20

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（こども・家庭課）……………20

長野県保健所使用料等徴収条例の一部を改正する条例（健康福祉政策課）……………20

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（医療推進課、薬事管理課、園芸畜産課、建築住宅課）……………21

資金積立基金条例の一部を改正する条例（保健・疾病対策課、労働雇用課）……………31

長野県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例（保健・疾病対策課）……………31

長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（障がい者支援課）……………31

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、
設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障
害福祉サービス事業者の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（障がい者支援課）……………31

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（障
がい者支援課）……………32

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例（環境政策課）……………33

公害の防止に関する条例の一部を改正する条例（環境政策課、水大気環境課）……………34

長野県水環境保全条例の一部を改正する条例（水大気環境課）……………34

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（ものづくり振興課）……………34

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例（園芸畜産課）……………35

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例（園芸畜産課、信州の木活用課）……………35

屋外広告物条例の一部を改正する条例（都市・まちづくり課）……………35

県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例（建築住宅課公営住宅室）……………36

政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（総務課）……………36

高等学校設置条例の一部を改正する条例（高校教育課）……………36

長野県少年自然の家条例の一部を改正する条例（文化財・生涯学習課）……………37

長野県青年の家条例を廃止する条例（文化財・生涯学習課）……………37

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（警務課）……………37

規 則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則（県民協働課）……………38

長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（障がい者支援課）……………38

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則（警務課）……………39

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）……………39

職員の任用に関する規則及び職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）……………39

告 示

土地収用法に基づく事業の認定(地域振興課)	40
平成29年3月14日成立した平成28年度補正予算の要領(財政課)	41
平成29年3月14日成立した平成29年度予算の要領(財政課)	44
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された要措置区域の指定(水大気環境課)	49
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定(水大気環境課)	49
都市計画事業の事業計画の変更認可(2件)(生活排水課)	49
合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱の一部改正(生活排水課)	49
信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域(3件)(産業立地・経営支援課)	50
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	50

公 告

国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更及び土地利用基本計画図の閲覧(地域振興課)	51
特定調達契約に係る一般競争入札(税務課)	51
土地改良区連合役員の就退任の届出(農地整備課)	52
開発行為に関する工事の完了(4件)(都市・まちづくり課)	52
警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課)	53

訓 令

長野県職員服務規程の一部改正(人事課)	54
---------------------------	----

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県松本空港条例の一部を改正する条例(条例第1号)

- 1 国土交通省の空港運用業務指針の改正を踏まえ、航空機の給油時における安全対策を見直したことに伴い、給油作業等の制限について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第2号)

- 1 高森町及び白馬村からの要望により、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく都市計画区域内の土地等の先買に関する事務の権限を移譲することとしました。
- 2 県民の負担の軽減等を考慮し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく精神通院医療に係る自立支援医療費の支給認定に係る審査(所得の状況に係るものに限る。)に関する事務の権限を全市町村に移譲することとしました。
- 3 この条例は、平成29年4月1日(2については、同年5月30日)から施行します。

◇ 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例(条例第3号)

- 1 住民の利便の増進及び行政事務の効率化を図るため、知事が本人確認情報を利用することができる事務及び当該情報を教育委員会に提供することができる事務を追加したほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県営林道事業費分担金徴収条例等の一部を改正する条例(条例第4号)

- 1 次の条例の中で引用している法令の条項等について、規定を整理しました。
 - (1) 長野県営林道事業費分担金徴収条例
 - (2) 長野県固定資産評価審議会条例
 - (3) 児童相談所条例
 - (4) 長野県女性相談センター条例
 - (5) 県立ときわぎ寮条例
 - (6) 貸付金免除条例
 - (7) 長野県景観条例
 - (8) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- 2 この条例は、公布の日(一部の規定は、平成29年4月1日)から施行します。

◇ 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例(条例第5号)

- 1 現行の早期退職勧奨制度の拡充措置の終了に合わせ、より効果的に職員の年齢別構成の適正化による組織の活性化等を図るため、早期退職募集制度を導入することとしました。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。

◇ 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例(条例第6号)

- 1 国の制度改正に合わせ、職員の配偶者同行休業の期間について、再度の延長ができる特別の事情を定めたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県県税条例等の一部を改正する条例(条例第7号)

- 1 地方税法の一部改正等に伴い、次のとおり改正することとしたほか、所要の改正を行いました。
 - (1) 地方消費税率の引上げ時期の変更
税率の引上げ時期を2年半延長し、平成31年10月1日としました。

(2) 法人県民税の税率の引下げ

法人税割の税率を次のとおり引き下げました。

- ア 中小法人については、100分の1（改正前100分の3.2）
- イ 他の法人については、100分の1.8（改正前100分の4）

(3) 法人事業税の税率の引上げ

税率を抑制する特例措置を廃止することにより、税率を引き上げました。

(4) 自動車取得税の廃止及び環境性能割の創設

自動車取得税を廃止し、自動車税として環境性能割を設け、改正前の自動車税を種別割としました。

- 2 この条例は、平成31年10月1日（一部の規定は、公布の日、平成29年4月1日、同年7月1日、平成30年1月1日、同年4月1日）から施行します。

◇ 長野県個人情報保護条例及び長野県情報公開条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、個人情報の定義を明確化したほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成29年5月30日（一部の規定は、公布の日）から施行します。

◇ 長野県短期大学条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 長野県短期大学付属幼稚園の閉園に伴い、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。

◇ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 特定非営利活動促進法の一部改正により、仮認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人に改称されることに伴い、規定を整理したほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。

◇ 児童福祉施設条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 波田学院の入所者数と条例の定員との間に相当の乖離が生じていることから、現行の基準を踏まえた定員に改定するとともに、児童福祉法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。

◇ 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。

◇ 長野県保健所使用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 諸経費の増大に伴い、手数料の額を改定することとしました。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 諸経費の増大に伴い手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 次に掲げる基金を財源とした事業の終了に伴い、これらの基金を廃止しました。
 - (1) 長野県自殺対策緊急強化基金
 - (2) 長野県緊急雇用創出基金

2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 諸経費の増大に伴い、手数料の額を改定することとしました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 諸経費の増大に伴い、手数料の額を改定することとしました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。
-

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業者の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、就労継続支援A型事業所に係る就労の機会の提供に関する基準を改めたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。
-

◇ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定放課後等デイサービス事業所に配置しなければならない従業者の基準を改めたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 諸経費の増大に伴い、手数料の額を改定することとしました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。
-

◇ 公害の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 公害防止に対する県民意識の高まり等により、今後任命する見込みがない公害防止協力員について規定の整理を行ったほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 長野県水環境保全条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 水環境保全に対する県民意識の高まり等により、今後任命する見込みがない水環境保全推進員について、規定の整理を行いました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 試験等に要する経費の増減及び試験検査項目の削除に伴い、試験等の手数料の額の改定を行うとともに、公設試験研究機関の広域連携の取組を加速させるため、県内に事務所等を有しない者に係る手数料の額の規定を削除しました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 長野県手数料徴収条例の改正に合わせ、手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第25号)

- 1 諸経費の増大に伴い、手数料の額を改定することとしました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。
-

◇ 屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第26号)

- 1 屋外広告物による公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の安全点検の実施及び点検結果の報告を義務付けたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成29年10月1日(一部の規定は、公布の日)から施行します。
-

◇ 県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例(条例第27号)

- 1 「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」における本県への移住かつ定住の促進に寄与するため、入居者の資格のうち居住地及び勤務地要件を削除したほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。
-

◇ 政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例(条例第28号)

- 1 県の財政状況等を勘案して、平成29年3月31日までの特例(減額)期間を引き続き1年間延長し、平成30年3月31日までとすることとしました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。
-

◇ 高等学校設置条例の一部を改正する条例(条例第29号)

- 1 「第1期長野県高等学校再編計画」に基づく高等学校の統合に伴い、長野県須坂商業高等学校及び長野県須坂園芸高等学校を廃止することとしました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県少年自然の家条例の一部を改正する条例(条例第30号)

- 1 受益者負担の適正化を図るため、宿泊施設等の利用料金の額を改定するとともに、宿泊を伴わない利用について利用料金の額を定めたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県青年の家条例を廃止する条例(条例第31号)

- 1 青年の家は、青少年に団体宿泊訓練を通じて、職業的、生活的、文化的、体育的各種の教育事業を行うために設置されたが、県としての設置目的を果たしたと考えられることなどから、平成29年3月をもって廃止することとしました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例(条例第32号)

- 1 警察法施行令の一部改正により、警察官の定数の基準となる定員が増加することから、当該定数を3,487人(改正前3,472人)に改定することとしました。
 - 2 この条例は、平成29年4月1日から施行します。
-

条例

長野県松本空港条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年 3月23日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第1号

長野県松本空港条例の一部を改正する条例

長野県松本空港条例(昭和39年長野県条例第99号)の一部を次のように改正する。

第7条中「行なう」を「行う」に、「一に」を「いずれかに」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同条第4号中「起す」を「起こす」に改め、同条第5号を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

交通政策課
松本空港利活用・国際化推進室

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年 3月23日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第2号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「及び松川村」を「、高森町、松川村及び白馬村」に改め、同表の8の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: Description of amendment and location (市町村). Content includes '8の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律... 市町村' and numbered list items (1) and (2).

附則

この条例中、別表の1の項の改正規定は平成29年4月1日から、同表の8の項の次に次のように加える改正規定は同年5月30日から施行する。

市町村課

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年 3月23日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第3号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成20年長野県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 長野県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年長野県条例第8号)の規定に基づく年金を支給される同条例第3条第1項に規定する心身障害者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認第2条に次の1号を加える。

(4) 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年長野県条例第43号。別表において「番号利用条例」という。)別表第1の右欄に掲げる事務のうち知事が行うもの

別表の教育委員会の項中「教育委員会」を

「1 教育委員会」に改め、同項の次に次のように加える。

2 教育委員会 番号利用条例別表第1の右欄に掲げる事務のうち教育委員会が行うもの

別表の公安委員会の項中「公安委員会」を

「3 公安委員会」に改め、同表の監査委員の項中

「監査委員」を「4 監査委員」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

市町村課

長野県営林道事業費分担金徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年 3月23日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第4号

長野県営林道事業費分担金徴収条例等の一部を改正する条例

(長野県営林道事業費分担金徴収条例の一部改正)

第1条 長野県営林道事業費分担金徴収条例(昭和29年長野県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和29年政令第276号」を「昭和26年政令第276号」に改める。

(長野県固定資産評価審議会条例の一部改正)

第2条 長野県固定資産評価審議会条例(昭和37年長野県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第401条の2第6項」を「第401条の2第5項」に改める。

(児童相談所条例の一部改正)

第3条 児童相談所条例(昭和39年長野県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(長野県佐久児童相談所を除く。)」を削る。

(長野県女性相談センター条例の一部改正)

第4条 長野県女性相談センター条例(昭和39年長野県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第34条第2項」を「第34条第3項」に改め、同項第2号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第3条中「第34条第2項」を「第34条第3項」に、「及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「被害者を」を「被害者及び同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を」に改める。

(県立ときわぎ寮条例の一部改正)

第5条 県立ときわぎ寮条例(昭和39年長野県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第34条第2項」を「第34条第3項」に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「を保護」を「及び同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を保護」に改める。

(貸付金免除条例の一部改正)

第6条 貸付金免除条例(昭和39年長野県条例第33号)の一部を次のように改正する。

本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の項中「第8条第26項」を「第8条第28項」に、「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改め、同表の長野県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規程(昭和53年長野県告示第328号)の項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同表の長野県高等学校奨学金及び遠距離通学費貸与規程(昭和55年長野県教育委員会教育長告示第1号)の項中「長野県高等学校奨学金及び遠距離通学費貸与規程」を「長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程」に改める。

(長野県景観条例の一部改正)

第7条 長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「第8条第2項第3号」を「第8条第2項第2号」に改め、同条第6項中「第8条第3項第2号」を「第8条第4項第2号」に改める。

第8条中「第8条第3項第2号」を「第8条第4項第2号」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条中貸付金免除条例本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野

県告示第355号)の項の改正規定(「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改める部分に限る。)は、平成29年4月1日から施行する。

市町村課
人事課
こども・家庭課
医療推進課
信州の木活用課
都市・まちづくり課
高校教育課

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第5号

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例

長野県職員退職手当条例(昭和28年長野県条例第67号)の一部を次のように改正する。

目次中「第8条」を「第8条の2」に改める。

第3条第2項中「よらず、」の次に「かつ、第8条の2第5項に規定する認定を受けないで、」を加える。

第4条第1項を次のように改める。

11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額(退職又は死亡の日におけるその者の給料月額をいう。以下同じ。)に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 定年に達したことにより退職した者(定年に達した者で、職員の定年等に関する条例(昭和59年長野県条例第1号)第4条の規定により引き続き勤務した後退職したものを含む。次条において同じ。)

(2) 任期の定めのある職員で任期の終了により退職したもの

(3) 第8条の2第5項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125

(2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200
第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、定年に達したことにより退職した者

(2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者

- (3) 第8条の2第5項に規定する認定(同条第1項第2号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病により退職した者又は公務上死亡した者
- (5) 25年以上勤続し、任期の定めのある職員で任期の終了により退職したもの
- (6) 25年以上勤続し、第8条の2第5項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)を受けて同条第8項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第5条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」を「第4条第1項第3号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)」に改め、「(勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるものを除く。)」を削り、「25年」を「20年」に、「10年」を「15年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表中「第5条第1項」を

「第4条第1項及び第5条第1項」に、「100分の2」を「100分の3」に改める。

第6条の3の表中「100分の2」を「100分の3」に改める。

第2章中第8条の次に次の1条を加える。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条の2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- (2) 組織の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集(以下この条において「募集」という。)を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項(以下この条において「募集実施要項」という。)を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- (1) 前項各号の別
- (2) 第5項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
- (3) 募集する人数
- (4) 募集の期間
- (5) その他人事委員会が定める事項

3 次に掲げる者以外の職員は、人事委員会が定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第8項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
- (2) 前項第2号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
- (3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。第5項第2号において同じ。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

4 前項の規定による応募(以下この条において「応募」という。)又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。

5 任命権者は、応募をした職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下この条において「認定」という。)をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項第3号に規定する募集する人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集する人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集する人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

- (1) 応募者が募集実施要項又は第3項の規定に適合しない場合
- (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

6 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、人事委員会が定めるところにより、その旨(認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。)を応募者に書面により通知するものとする。

7 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、人事委員会が定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。

- (1) 第12条第1項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- (2) 第19条の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに

退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。

(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。

(5) 第3項の規定により応募を取り下げたとき。

9 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、人事委員会が定めるところにより、知事に対し、募集実施要項（第5項に規定する方法を周知した場合にあつては当該方法を含む。次項において同じ。）を送付するとともに、認定を受けた応募者の数を報告しなければならない。

10 知事は、毎年度、前項の規定により送付を受けた募集実施要項及び同項の規定により報告を受けた認定を受けた応募者の数を取りまとめ、公表するものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

人 事 課

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第6号

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年長野県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第2項」を「から第3項まで」に改める。

第10条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第6条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続きこととなり、及びその引き続きことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第6条第1号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

人 事 課

長野県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第7号

長野県県税条例等の一部を改正する条例（長野県県税条例の一部改正）

第1条 長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「第2章」の次に「(第9条を除く。)」を、「第3章」の次に「(第15条を除く。)」を加える。

第34条第1項第2号、第34条の3第1項第2号、第35条第2項並びに第36条第1項及び第2項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第41条の5第2項、第41条の7第1項、第2項及び第4項、第41条の8、第41条の9、第41条の11、第75条並びに第77条中「知事」を「県税事務所長」に改める。

第78条第2項中「知事に」を「県税事務所長に」に改める。

第78条の2中「知事」を「県税事務所長」に改める。

第142条の2中「(当該納税者の住所地が県外にある場合にあつては、知事)」を削る。

第142条の4第2項中「(当該減免を受けようとする者の住所地が県外にある場合にあつては、知事)」を削る。

第145条の2第1号のA中「価格」を「価額」に改める。

附則第4条の4の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改め、同条第4項中「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第4条の4の3第1項及び第2項中「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、同条第3項中「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第4条の7中「附則第4条の5第1項」を「附則第4条の6第1項」に改める。

附則第17条の6第1項中「平成28年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に、「規定中」を「同条の規定中」に改め、同項第1号中「平成15年3月31日」を「平成16年3月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」に改め、同項第2号中「平成17年3月31日」を「平成18年3月31日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」に

改め、同項の表中

第57条第1項第1号のA
第57条第1項第1号のイ
第57条第1項第2号のA
第57条第1項第2号のイ
第57条第1項第2号のウの(7)
第57条第1項第2号のウの(イ)
第57条第1項第3号のAの(イ)
第57条第1項第3号のイ
第57条第1項第4号
第57条第1項第5号
第57条第2項第1号
第57条第2項第2号

を

第1項第1号のア
第1項第1号のイ
第1項第2号のア
第1項第2号のイ
第1項第2号のウの(7)
第1項第2号のウの(イ)
第1項第3号のアの(イ)
第1項第3号のイ
第1項第4号
第1項第5号
第2項第1号
第2項第2号

に改め、同条第2項

中「適用される」を「適用する」に改め、同条第3項中「平成26年4月1日から平成27年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に、「規定中」を「同条の規定中」に改め、同項第4号中「以下この号」を「次項」に、「平成27年度以降」を「平成32年度以降」に、「(次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120」を「に100分の110」に改め、「かつ平成32年度基準エネルギー消費効率(基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上」を削り、同項の表中

第57条第1項第1号のア
第57条第1項第1号のイ
第57条第1項第2号のア
第57条第1項第2号のイ
第57条第1項第2号のウの(7)
第57条第1項第2号のウの(イ)
第57条第1項第3号のアの(7)
第57条第1項第3号のアの(イ)
第57条第1項第3号のイ
第57条第1項第4号
第57条第1項第5号
第57条第2項第1号
第57条第2項第2号

を

第1項第1号のア
第1項第1号のイ
第1項第2号のア
第1項第2号のイ
第1項第2号のウの(7)
第1項第2号のウの(イ)
第1項第3号のアの(7)
第1項第3号のアの(イ)
第1項第3号のイ
第1項第4号

に改め、同条第4項

第1項第5号
第2項第1号
第2項第2号

中「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110」を「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120」に、「平成26年4月1日から平成27年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に、「にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分」を「には、平成29年度分」に、「規定中」を「同条の規定中」に改め、

第57条第1項第1号のア
第57条第1項第1号のイ
第57条第1項第2号のア
第57条第1項第2号のイ
第57条第1項第2号のウの(7)
第57条第1項第2号のウの(イ)
第57条第1項第3号のアの(7)
第57条第1項第3号のアの(イ)
第57条第1項第3号のイ
第57条第1項第4号
第57条第1項第5号
第57条第2項第1号
第57条第2項第2号

同項の表中

を

第1項第1号のア
第1項第1号のイ
第1項第2号のア
第1項第2号のイ
第1項第2号のウの(7)
第1項第2号のウの(イ)
第1項第3号のアの(7)
第1項第3号のアの(イ)
第1項第3号のイ
第1項第4号
第1項第5号
第2項第1号
第2項第2号

に改める。

第2条 長野県税条例の一部を次のように改正する。

目次中「自動車取得税(第42条―第53条)」を「削除」に、「第69条」を「第69条の14」に改める。

第3条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第2項第1号及び第2号中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項第3号のア及びウ中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改める。

第10条第1項第2号中「自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第27条中「100分の3.2」を「100分の1」に改める。

第40条の12の4第1項中「本条」を「この条及び第69条の3」に改める。

第2章第5節を次のように改める。

第5節 削除

第42条から第53条まで 削除

第56条を次のように改める。

(自動車税に関する用語の意義)

第56条 自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境性能割 自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度その他の環境への負荷の低減に資する程度に応じ、自動車に対して課する自動車税をいう。
- (2) 種別割 自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量、乗車定員その他の諸元の区分に応じ、自動車に対して課する自動車税をいう。
- (3) 自動車 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車(自動車に付加して一体となっている物として施行令第44条に規定するものを含む。)のうち、同法第3条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう。
- (4) エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号のイに規定するエネルギー消費効率をいう。
- (5) 基準エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則第9条に規定するエネルギー消費効率をいう。

第69条(見出しを含む。)中「自動車税」を「種別割」に改め、第2章第6節中同条を第69条の14とする。

第68条(見出しを含む。)中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第69条の13とする。

第64条から第67条までを削る。

第63条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税」を「種別割」に、「第56条第2項」を「第58条第1項」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条を第69条の12とする。

第62条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第7条、第12条又は第13条」を「新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録又は移転登録」に改め、同条第2項中「第56条第2項」を「第58条第1項」に改め、同条を第69条の11とする。

第61条の見出し及び同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「道路運送車両法第7条の規定による登録」を「新規登録」に、「第150条第1項」を「第177条の10第1項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第7条」を「新規登録」に、「際に」を「ときに」に改め、同条第4項中「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に改め、同条を第69条の10とする。

第60条の見出し及び同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条を第69条の9とする。

第59条(見出しを含む。)中「自動車税」を「種別割」に改め、

同条を第69条の8とする。

第58条を削る。

第57条の2の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「期間の」を「と認められる期間の」に、「期間が4月以上であるときは、当該月数は4とする。」を「月数が4を超える場合には、4」に、「乗じた数」を「乗じて得た数」に改め、同条を第69条の7とする。

第57条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「自動車税の」を「種別割の」に改め、同項第1号のアの(7)中「及び附則第17条の6」を削り、同項第3号中「除く」の次に「。以下この号において同じ」を加え、同号のアの(7)中「一般乗合用のもの」を「一般乗合用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に、「以下自動車税について同様とする」を「(イ)において同じ」に改め、同アの(イ)中「一般乗合用のもの以外のもの」を「一般乗合用バス以外のバス」に改め、同条第2項中「あるもの」の次に「に対して課する種別割」を加え、「額を」を「額を、」に改め、同条を第69条の6とする。

第56条の次に次の17条を加える。

(自動車税の納税義務者等)

第57条 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者(所有者が、法第148条第1項の規定によって自動車税を課することができないものである場合においては、その使用者)に種別割によって、課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次条第3項及び第4項において同じ。)以外の目的に供するために自動車を取得した者として施行令第44条の2に規定するものを含まないものとする。

(自動車税のみなす課税)

第58条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する自動車の取得者(以下この節において「自動車の取得者」という。)及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第2項の施行令第44条の2に規定する自動車を取得した者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。)を受けた場合(当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社が所有する自動車に係る自動車税の課税免除)

第59条 日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供するもので次の各号のいずれかに該当するものに対

しては、自動車税を課さない。

- (1) 救急自動車
- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
- (3) 血液事業の用に供する自動車
- (4) 救護資材の運搬の用に供する自動車
- (5) 前各号に掲げる自動車に類する自動車であり、知事が認めるもの（特定非営利活動法人が譲り受けた自動車に係る環境性能割の課税免除）

第60条 特定非営利活動法人が、その設立の日から5年以内に当該特定非営利活動法人の特定非営利活動に係る事業の用に供する自動車として知事が認めるものを無償で譲り受けた場合における当該自動車に対しては、環境性能割を課さない。

- 2 前項の規定による課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。（種別割の課税免除）

第61条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第3号の自動車にあつては、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 商品であつて使用しない自動車
- (2) 消防専用自動車及び救急専用自動車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上その他特別の事情による自動車（種別割の納税管理人）

第62条 種別割の納税義務者は、県内に住所等を有しない場合においては、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を知事に提出し、又は県外に住所等を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を知事に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その事由を生じた日から10日以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第63条 前条第2項の認定を受けていない種別割の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。（環境性能割の課税標準）

第64条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第9条の3に規定するところにより算定した金額（第66条において「通常の取得価額」という。）と

する。

（環境性能割の税率）

第65条 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

- (1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの

- (7) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則第9条の2第8項に規定するもの（以下この項及び次項において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第4項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

イ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び次項において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規定するもの

- (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第3項に規定するもの

- (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第4項に規定するもの

- (7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

- (2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用い

る自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項において同じ。)

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第5項に規定するもの

(7) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第12項に規定するもの(以下この号及び次項において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの

(7) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの

(7) 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第15項に規定するもの(次項において「平成28年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの

(7) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第17項に規定するもの(以下この号及び次項において「平成21年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(7) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車(法第149条第1項及び前項(第4項にお

いて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第11項に規定するもの

(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第12項に規定するもの

(7) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第13項に規定するもの

(7) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第14項に規定するもの

(7) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの

(7) 平成28年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの

(7) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

- (イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- オ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第17項に規定するもの
- (7) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
 - (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3 法第149条第1項及び前2項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項（第1号のア及びイに係る部分に限る。）及び第2項（第1号のアに係る部分に限る。）の規定は、平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第20項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第21項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

左欄	中欄	右欄
第1項第1号のアの(ウ)	平成32年度基準エネルギー消費効率	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号のイの(ウ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144
第2項第1号のアの(ウ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138

（環境性能割の免税点）

第66条 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（環境性能割の徴収方法）

第67条 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

（環境性能割の申告納付）

第68条 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第9

条の5に規定する様式の申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

- (1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
 - (2) 道路運送車両法第13条第1項の規定による移転登録（以下この号及び第69条の11第1項において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）
 - (3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）
 - (4) 前3号の自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から15日を経過する日
- 2 環境性能割の納税義務者は、前項又は法第161条の規定により環境性能割額を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。次項において同じ。）には、これらの規定による申告書又は規則で定める事項を記載した修正申告書に規則で定めるところにより証紙代金収納計器で当該環境性能割に係る徴収金に相当する金額の収納印の表示を受けてしなければならない。
- 3 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額を納付する場合において、前項の証紙代金収納計器で収納印の表示を受ける納付の方法に代えて、当該収納印の表示の金額に相当する現金を納付することができる。

（自動車の取得の報告）

第69条 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、当該自動車の取得価額が50万円以下である場合又は当該自動車の取得が法第150条第1項各号に掲げる自動車の取得、第59条に規定する自動車の取得若しくは第60条第1項に規定する自動車の取得である場合においては、前条第1項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに、施行規則第9条の5に規定する様式の報告書を知事に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第69条の2 環境性能割の納税義務者が正当な事由がなく第68条第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合又は前条の規定による報告書を同条に規定する報告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等）

第69条の3 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限つて、当該

自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 知事は、前項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除する。

4 知事は、第2項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第1項の規定の適用がないことが明らかとなったときは、当該徴収の猶予を取り消すものとする。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

5 環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第1項の規定の適用があることとなったときは、知事は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

6 知事は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

7 第2項の規定による申告は、規則で定める事項を記載した申告書に譲渡担保財産の取得であること及び当該譲渡担保財産が設定の日から6月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に移転されるものであることを証明するに足りる書類を添付して行うものとする。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の納税義務の免除等)

第69条の4 自動車販売業者から自動車の取得をした者(以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。)が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則第9条の7に規定するものにより、当該自動車の取得の日から1月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納税義務を免除する。

2 環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなったときは、知事は、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付する。

3 前条第6項の規定は、前項の規定により環境性能割額を還付する場合について準用する。

(環境性能割の減免)

第69条の5 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、別に定める基準により環境性能割を減免する。

(1) 次に掲げる自動車(自家用の自動車1台に限る。)で知事が必要と認めるもの

ア 身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)

第15条の規定により交付された身体障害者手帳又は戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により交付された戦傷病者手帳を有する者のうち歩行が困難なものに限る。以下この条及び第69条の13において同じ。)、知的障害者(知事の定めるところにより交付された手帳を有する者のうち歩行が困難なものに限る。以下この条及び第69条の13において同じ。))又は精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を有する者のうち歩行が困難なものに限る。以下この号において同じ。))が取得する自動車で、次に掲げるもの

(7) 当該身体障害者、知的障害者又は精神障害者(以下この条及び第69条の13において「身体障害者等」という。)が専ら運転すると認められるもの

(イ) 当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が専ら運転すると認められるもの

(ウ) 当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等を日常的に介護する者(知事が認める者に限る。)が専ら運転すると認められるもの

イ 身体障害者等(身体障害者にあつては、18歳未満の者に限る。)と生計を一にする者が取得する自動車で、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が専ら運転すると認められるもの

(2) 身体障害者等の利用に供するための構造を有する自動車のうち専ら身体障害者等の利用に供するためのもので、知事が必要と認めるもの

(3) 身体障害者等の利用に供するための構造を有する自動車又は営業用で身体障害者が運転するための構造を有する自動車のうち専ら身体障害者が運転するもので、知事が必要と認めるもの

(4) 地方バス路線の運行維持のために知事が交付する補助により一般乗合バスに代わるバスを取得した場合における当該バスで、知事が必要と認めるもの

(5) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるべきものと知事が認める自動車

(6) 取得した自動車とその取得の日から1月以内に震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により滅失した場合における当該自動車

(7) 前各号に掲げるもののほか、公的医療機関が自動車を取得した場合における当該自動車

2 前項の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、規則で定める事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明するに足りる書類を添付して、知事が定める期日までに、提出しなければならない。

3 第1項第1号の規定によつて環境性能割の減免を受けようとする者は、前項の規定による申請書を提出する際道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を介護する者の運転免許証及び身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳、知的障害者に係る手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。

附則第12条中「平成26年10月1日」を「平成31年10月1日」に、「100分の4」を「100分の1.8」に改める。

附則第12条の2第1項中「4分の0.8」を「1.8分の0.8」に改める。

附則第13条第1項及び第3項中「100分の5」を「100分の2.9」に改める。

附則第13条の2の2の見出し中「税率等」を「税率」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項及び第5項を削る。

附則第17条の2を次のように改める。

第17条の2 削除

第17条の2の2及び第17条の2の3を削る。
附則第17条の5の3の次に次の1条を加える。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第17条の5の4 営業用の自動車に対する第65条第1項及び第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第1項(第4項において準用する場合を含む。)	100分の1	100分の0.5
第2項(第4項において準用する場合を含む。)	100分の2	100分の1
第3項	100分の3	100分の2

附則第17条の6の見出し中「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「、天然ガス自動車(法附則第12条の3第1項)を「(第69条の6に規定する電気自動車をいう。)、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号)に改め、「以下この条において同じ。」を削り、「(同項)を「(法附則第12条の3第1項)に、「混合メタノール自動車(法附則第12条の3第1項)を「混合メタノール自動車(同項)に、「同条第1項)を「法第149条第1項第3号)に、「バス(一般乗合用のものに限る。同項において同じ。)」を「第69条の6第1項第3号のアの(7)に規定する一般乗合用バス)に、「に係る第57条)を「の種別割に係る同条)に改め、同項第1号中「道路運送車両法第7条第1項)を「第58条第3項)に、「この条)を「この項)に、「新車新規登録)を「初回新規登録)に改め、同項第2号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車)を「法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車)に、「新車新規登録)を「初回新規登録)に改め、同条第2項中「第57条の2)を「第69条の7)に改め、同条第3項から第5項までを削る。

(長野県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 長野県県税条例の一部を改正する条例(平成25年長野県条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第1項第6号中「平成29年4月1日)を「平成31年10月1日)に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中長野県県税条例第145条の2第1号のア、附則第4条の4の2第1項及び第4項、附則第4条の4の3、附則第17条の6第1項から第4項までの改正規定並びに第3条の規定公布の日

(2) 第1条中長野県県税条例第34条第1項第2号、第34条の3第1項第2号、第35条第2項、第36条第1項及び第2項の改正規定並びに附則第4項の規定 平成29年4月1日

(3) 第1条中長野県県税条例第4条の2第1項の改正規定及び次項の規定 平成29年7月1日

(4) 第1条中長野県県税条例附則第4条の7の改正規定 平成30年1月1日

(5) 第1条中長野県県税条例第41条の5第2項、第41条の7第1項、第2項及び第4項、第41条の8、第41条の9、第41条の11、第75条、第77条、第78条第2項、第78条の2、第142条の2並びに第142条の4第2項の改正規定 平成30年4月1日
(長野県行政手続条例の適用除外に関する規定の適用)

2 第1条の規定による改正後の長野県県税条例(以下「新条例」という。)第4条の2第1項の規定は、前項第3号に掲げる規定の施行の日以後にする新条例第4条の2第1項に規定する行為について適用し、同日前にした第1条の規定による改正前の長野県県税条例第4条の2第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

(県民税に関する規定の適用)

3 第2条の規定による改正後の長野県県税条例(以下「31年新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

4 新条例第34条第1項第2号、第34条の3第1項第2号、第35条第2項並びに第36条第1項及び第2項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

5 31年新条例附則第13条の2の2の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

6 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する規定の適用)

7 新条例附則第17条の6の規定は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

8 31年新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

9 31年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成31年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

(創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援す

る県税の特例に関する条例の一部改正)

- 10 創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例(平成18年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「県税条例附則第13条の2の2の規定により読み替えられた」を削る。

(消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部改正)

- 11 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例(平成19年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号中「附則第13条の2の2の規定により読み替えられた同条例」を削る。

税 務 課

長野県個人情報保護条例及び長野県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第8号

長野県個人情報保護条例及び長野県情報公開条例の一部を改正する条例

(長野県個人情報保護条例の一部改正)

- 第1条 長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式)その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号のイにおいて同じ。))で作られる記録をいう。第7号、第20条及び第65条において同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第9号を第11号とし、第6号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同条第5号中「(電子的方式、磁気的方式)その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第20条及び第65条において同じ。)」を削り、同号を同条第7号とし、同条第4号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関が定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- (5) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第3条第1項中「記述」を「記述等」に、「個人別に付された番号、記号」を「個人識別符号」に改め、同項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 当該個人情報取扱事務において要配慮個人情報を取り扱う場合には、その旨

第4条第8項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第10条第1項中「記述」を「記述等」に、「個人別に付された番号、記号」を「個人識別符号」に改める。

第42条から第44条までを次のように改める。

第42条から第44条まで 削除

第63条中「記述」を「記述等」に、「個人別に付された番号、記号」を「個人識別符号」に改める。

(長野県情報公開条例の一部改正)

- 第2条 長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(長野県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 長野県個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成27年長野県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条中長野県個人情報保護条例第2条に1号を加える改正規定を次のように改める。

第2条に次の1号を加える。

- (12) 情報提供等記録 番号利用法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。第30条において同じ。）の規定により記録された特定個人情報をいう。

情報公開・法務課

長野県短期大学条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年 3月23日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第9号

長野県短期大学条例の一部を改正する条例

長野県短期大学条例（昭和39年長野県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条中「及び幼稚園」、「幼稚園にあつては保育料。以下同じ。）」及び「（幼稚園にあつては入園料。以下同じ。）」を削り、同条を第3条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に改め、同表の短期

大学の項中

短期大学	学生	を
	科目等履修生	
	特別聴講学生	
	（規則で定めるものを除く。）	

」

学生	に改め、同表の幼稚園の項を削る。
科目等履修生	
特別聴講学生（規則で定めるものを除く。）	

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（長野県学校職員の給与に関する条例の一部改正）
- 2 長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第2項中「第6号」を「第5号」に改める。

第5条の表の右欄中「第3号に規定する教育職員並びに同項第6号」を「第3号に規定する教育職員並びに同項第5号」に、「及び第5号に規定する教育職員並びに同項第6号」を「に規定

する教育職員及び同項第5号」に、「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に、「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第7号」に改める。

第24条の5第1項中「第6号」を「第5号」に改める。

第27条の5第3項中「、大学附属幼稚園」を削る。

別表第6のウの1級の項及び2級の項中「幼稚園、」を削り、同ウの3級の項中

「

1 幼稚園の園長の職務
2 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務

」

を

「

小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務

」

に改める。

- 3 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年長野県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号を削り、同条第2項中「（園長を含む。）」を削る。

県立大学設立準備課
教育政策課

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年 3月23日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第10号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「（法第54条第3項の書類に限る。）」を削り、同条第3項を削る。

第12条（見出しを含む。）中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第13条及び第14条第2項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第15条第1号及び第4号中「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、同条第6号中「第54条第5項」を「第54条第4項」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する書類の所轄庁への提出については、この条例による改正後の特定非営利活動促進法施行条例第10条の規定に

かかわらず、なお従前の例による。

県民協働課

児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第11号

児童福祉施設条例の一部を改正する条例

児童福祉施設条例（昭和39年長野県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「軽度の情緒障害を有する」を「家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった」に、「その情緒障害を治し」を「社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い」に改める。

別表第2中「70人」を「27人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

こども・家庭課

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第12号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第69号）の一部を次のように改正する。

目次及び第15条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第27条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

第12章の章名を次のように改める。

第12章 児童心理治療施設

第89条から第93条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第104条第2項中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

附則第5項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

こども・家庭課

長野県保健所使用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第13号

長野県保健所使用料等徴収条例の一部を改正する条例

長野県保健所使用料等徴収条例（昭和39年長野県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の(1) 諸証明書の交付の項中「1,200円」を「1,300円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

健康福祉政策課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第14号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の16の項中 「 8,300円 」 を 「 8,400円 」 に改め、同表の29の項中 「 7,700円 / 7,700円 」 を 「 7,800円 / 7,800円 」 に、

145,100円
136,100円
7,800円
88,700円
70,500円
70,500円
116,100円
108,900円
5,800円
71,000円
56,400円
56,400円
81,300円
71,000円
47,000円
11,000円
81,300円
35,600円
29,100円
35,600円
29,100円
54,500円
48,700円
35,300円
5,800円
54,500円
22,700円
20,700円
22,700円

147,500円
138,300円
8,000円
90,000円
71,400円
71,400円
117,900円
110,600円
5,900円
71,900円
57,100円
57,100円
82,500円
72,000円
47,500円
11,200円
82,500円
35,900円
29,300円
35,900円
29,300円
55,200円
49,200円
35,600円
5,900円
55,200円
22,800円
20,700円
22,800円

74,700円
64,200円
40,100円
74,700円
33,700円
27,200円
33,700円
27,200円

「 50,000円 」 を 「 51,000円 」 に改め、同表の33の項中

75,700円
65,000円
40,500円
75,700円
34,000円
27,300円
34,000円
27,300円

54,200円
47,500円
30,900円
54,200円
47,500円
30,900円
102,600円

54,900円
48,000円
31,100円
54,900円
48,000円
31,100円
104,100円

に、「10万2,600円」を「10万4,100円」に、「2,500円」を「2,600円」に、

「 73,800円 」を「 74,800円 」に、「7万3,800円」を「7万4,800円」に、「1,200円」を「1,300円」に、「 39,800円 」を

「 40,200円 」に、「3万9,800円」を「4万200円」に、

ア 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第2項第1号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合に限る。）	品目の数が1である場合	”	102,600円	を
--	-------------	---	----------	---

ア 当該調査に係る医薬部外品の製造所が省令第26条第2項第1号に掲げる区分の許可に係るものであるもの（当該医薬部外品が無菌医薬部外品である場合に限る。）	品目の数が1である場合	”	104,100円	に、
--	-------------	---	----------	----

145,100円	147,500円	を	15,100円	15,300円	に、	8,000円	8,100円	を	2,000円	2,000円	に改め、同表の56の項中
136,100円	138,300円		2,900円	3,000円							
89,300円	90,600円										
136,100円	138,300円										
116,100円	117,900円										
108,900円	110,600円										
71,500円	72,500円										
108,900円	110,600円										
37,900円	38,300円										
28,300円	28,500円										
145,100円	147,500円										
116,100円	117,900円										

酵素免疫測定法による検査	”	720円	を
--------------	---	------	---

酵素免疫測定法による検査	”	730円	に改め、同表の68の項中
遺伝子検査	”	1,600円	

(1) 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	ア 法第6条の4第1項各号に該当する建築物	1 件	6,000円	を
		イ ア以外のもの	”	10,000円	
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	ア 法第6条の4第1項各号に該当する建築物	”	10,000円	
		イ ア以外のもの	”	16,000円	
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	ア 法第6条の4第1項各号に該当する建築物	”	16,000円	
		イ ア以外のもの	”	26,000円	
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	ア 法第6条の4第1項各号に該当する建築物	”	26,000円	
		イ ア以外のもの	”	50,000円	
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	ア 法第6条の4第1項各号に該当する建築物	”	42,000円	
		イ ア以外のもの	”	66,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	”	”	97,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	”	”	210,000円	

床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	”	350,000円
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	”	610,000円

(1) 法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	ア 法第6条の3第1項ただし書の規定による同項ただし書に規定する特定構造計算基準又は同項ただし書に規定する特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準等審査」という。）を行わない場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	(7) 法第6条の4第1項各号に該当する建築物	1 件	6,000円
			(4) (7)以外のもの	”	10,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	(7) 法第6条の4第1項各号に該当する建築物	”	10,000円
			(4) (7)以外のもの	”	16,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	(7) 法第6条の4第1項各号に該当する建築物	”	16,000円
			(4) (7)以外のもの	”	26,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	(7) 法第6条の4第1項各号に該当する建築物	”	26,000円
			(4) (7)以外のもの	”	50,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	(7) 法第6条の4第1項各号に該当する建築物	”	42,000円
			(4) (7)以外のもの	”	66,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		”	97,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの		”	210,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの		”	350,000円
		床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの		”	610,000円
イ 第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準等審査を行う場合		”	アに定める区分に応じそれぞれアに定める額に、(7)から(オ)までに定める区分に応じそれぞれ(7)から(オ)までに定める額を加えた額 (7) 第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準等審査を行う部分の床面積（以下この項において「第6条の3第1項ただし書の構造計算審査床面積」という。）が1,000平方メートル以内のもの 140,000円 (4) 第6条の3第1項ただし書の構造計算審査床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方		

に、

				メートル以内のもの 190,000円 (ウ) 第6条の3第1項ただし書の構造計算審査床面積が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 230,000円 (エ) 第6条の3第1項ただし書の構造計算審査床面積が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 300,000円 (オ) 第6条の3第1項ただし書の構造計算審査床面積が5万平方メートルを超えるもの 560,000円
--	--	--	--	---

「第6条の3第1項又は第18条第4項」を「第6条の3第1項本文又は第18条第4項本文」に、「構造計算床面積」を「構造計算判定床面積」に、「構造計算床面積が」を「構造計算判定床面積が」に、

(7) 法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知に対する審査	〃	(1)に定める区分に応じ、それぞれ(1)に定める額
--	---	---------------------------

を

(7) 法第18条第2項の規定による通知に対する審査	ア 法第18条第4項ただし書の規定による同項ただし書に規定する特定構造計算基準又は同項ただし書に規定する特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下この項において「第18条第4項ただし書の特定構造計算基準等審査」という。）を行わない場合	〃	(1)のアに定める区分に応じ、それぞれ(1)のアに定める額
	イ 第18条第4項ただし書の特定構造計算基準等審査を行う場合	〃	(1)のアに定める区分に応じそれぞれ(1)のアに定める額に、(7)から(オ)までに定める区分に応じそれぞれ(7)から(オ)までに定める額を加えた額 (7) 第18条第4項ただし書の特定構造計算基準等審査を行う部分の床面積（以下この項において「第18条第4項ただし書の構造計算審査床面積」という。）が1,000平方メートル以内のもの 140,000円 (イ) 第18条第4項ただし書の構造計算審査床面積が1,000平方メートルを超

に、

				え2,000平方メートル以内のもの 190,000円 (ウ) 第18条第4項ただし書の構造計算審査床面積が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 230,000円 (エ) 第18条第4項ただし書の構造計算審査床面積が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの 300,000円 (オ) 第18条第4項ただし書の構造計算審査床面積が5万平方メートルを超えるもの 560,000円
--	--	--	--	--

(45) 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	ア 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	(7) 小荷物専用昇降機	〃	5,000円
--	---------------------------------	--------------	---	--------

(45) 法第87条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査			〃	(1)のアに定める区分に応じ、それぞれ(1)のアに定める額
(46) 法第87条第1項において準用する法第18条第2項の規定による通知に対する審査			〃	(1)のアに定める区分に応じ、それぞれ(1)のアに定める額
(47) 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	ア 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	(7) 小荷物専用昇降機	〃	5,000円

「(46) 法」を「(48) 法」に、「(47) 法」を「(49) 法」に、「(45)のア」を「(47)のイ」に、「(48) 法」を「(50) 法」に、「(49) 法」を「(51) 法」に、「(50) 法」を「(52) 法」に、「(48)のイ」を「(50)のイ」に、「(51) 法」を「(53) 法」に改め、同項の備考の2中「この項の(1)」を「この項の(1)のイ」に、「イ」を「(7)」に、「イ」を「(イ)」に、「(1)に」を「アに」に改め、同備考の3中「この項の(2)の構造計算床面積」を「この項の(1)のイの(7)から(オ)までの第6条の3第1項ただし書の構造計算審査床面積、(2)の構造計算判定床面積及び(7)のイの(7)から(オ)までの第18条第4項ただし書の構造計算審査床面積」に改め、同3の(1)中「構造計算適合性判定」を「第6条の3第1項ただし書の特定構造計算基準等審査、構造計算適合性判定又は第18条第4項ただし書の特定構造計算基準等審査 ((2)及び(3)において「構造計算適合性判定等」という。))」に改め、同3の(2)及び(3)中「構造計算適合性判定」を「構造計算適合性判定等」に改め、同備考の4中「この項の(45)」を「この項の(47)」に改め、同備考の7中「この項の(46)」を「この項の(48)」に改め、同表の74の6の項中

区	分	単位	金額
---	---	----	----

(1) 法第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築	ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平	法第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積(以下この項において「非住宅部分床面積」という。)の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件	144,000円。ただし、工場、倉庫その他これらに類する用途(以下この項におい
-------------------------------	---------------------------	--	-----	---

物エネルギー消費性能適合性判定	成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。)第1条第1項第1号のロに掲げる基準への適合を確認する方法(以下この項において「モデル建物法」という。)による場合			て「工場等」という。)の場合にあつては、38,000円とする。	
		非住宅部分床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	232,000円。ただし、工場等の場合にあつては、94,000円とする。	
		非住宅部分床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	303,000円。ただし、工場等の場合にあつては、142,000円とする。	
		非住宅部分床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	364,000円。ただし、工場等の場合にあつては、176,000円とする。	
		非住宅部分床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	427,000円。ただし、工場等の場合にあつては、219,000円とする。	
		非住宅部分床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	490,000円。ただし、工場等の場合にあつては、261,000円とする。	
	イ ア以外の場合	非住宅部分床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	361,000円。ただし、工場等の場合にあつては、43,000円とする。	
		非住宅部分床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	516,000円。ただし、工場等の場合にあつては、101,000円とする。	
		非住宅部分床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	635,000円。ただし、工場等の場合にあつては、149,000円とする。	
		非住宅部分床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	750,000円。ただし、工場等の場合にあつては、184,000円とする。	
		非住宅部分床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	856,000円。ただし、工場等の場合にあつては、228,000円とする。	
		非住宅部分床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	962,000円。ただし、工場等の場合にあつては、272,000円とする。	
(2) 法第12条第2項又は第13条第3項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア モデル建物法による場合	(7) 非住宅部分床面積の増加する部分の床面積(以下この項において「非住宅部分増加床面積」という。)がない場合	非住宅部分床面積(既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた非住宅部分床面積の変更しない部分の床面積を含む。以下この項において「非住宅部分変更床面積」という。)の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	72,000円。ただし、工場等の場合にあつては、19,000円とする。

			非住宅部分変更床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	116,000円。ただし、工場等の場合にあつては、47,000円とする。	に、
			非住宅部分変更床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	152,000円。ただし、工場等の場合にあつては、71,000円とする。	
			非住宅部分変更床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	182,000円。ただし、工場等の場合にあつては、88,000円とする。	
			非住宅部分変更床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	214,000円。ただし、工場等の場合にあつては、110,000円とする。	
			非住宅部分変更床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	245,000円。ただし、工場等の場合にあつては、131,000円とする。	
		(イ) 非住宅部分増加床面積がある場合		〃	(7)に定める区分に応じそれぞれ(7)に定める額に、aからgまでに定める区分に応じそれぞれaからgまでに定める額を加えた額 a 非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル未満のもの 86,000円。ただし、工場等の場合にあつては、19,000円とする。 b 非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 144,000円。ただし、工場等の場合にあつては、38,000円とする。 c 非住宅部分増加床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 232,000円。ただし、工場等の場合にあつては、94,000円とする。	

					<p>d 非住宅部分増加床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 303,000円。ただし、工場等の場合にあつては、142,000円とする。</p> <p>e 非住宅部分増加床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの 364,000円。ただし、工場等の場合にあつては、176,000円とする。</p> <p>f 非住宅部分増加床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの 427,000円。ただし、工場等の場合にあつては、219,000円とする。</p> <p>g 非住宅部分増加床面積の合計が5万平方メートル以上のもの 490,000円。ただし、工場等の場合にあつては、261,000円とする。</p>
イ ア以外の場合	(7) 非住宅部分増加床面積がない場合	非住宅部分変更床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	〃	181,000円。ただし、工場等の場合にあつては、22,000円とする。	
		非住宅部分変更床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	〃	258,000円。ただし、工場等の場合にあつては、51,000円とする。	
		非住宅部分変更床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	〃	318,000円。ただし、工場等の場合にあつては、75,000円とする。	
		非住宅部分変更床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	〃	375,000円。ただし、工場等の場合にあつては、92,000円とする。	

		非住宅部分変更床面積の合計が2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満のもの	〃	428,000円。ただし、工場等の場合にあつては、114,000円とする。
		非住宅部分変更床面積の合計が5万平方メートル以上のもの	〃	481,000円。ただし、工場等の場合にあつては、136,000円とする。
	(i) 非住宅部分増加床面積がある場合		〃	<p>(7)に定める区分に応じそれぞれ(7)に定める額に、aからgまでに定める区分に応じそれぞれaからgまでに定める額を加えた額</p> <p>a 非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル未満のもの 224,000円。ただし、工場等の場合にあつては、23,000円とする。</p> <p>b 非住宅部分増加床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 361,000円。ただし、工場等の場合にあつては、43,000円とする。</p> <p>c 非住宅部分増加床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 516,000円。ただし、工場等の場合にあつては、101,000円とする。</p> <p>d 非住宅部分増加床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの 635,000円。ただし、工場等の場合にあつては、149,000円とする。</p> <p>e 非住宅部分増加床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの</p>

			<p>の 750,000円。ただし、工場等の場合 にあつては、184,000 円とする。</p> <p>f 非住宅部分増加 床面積の合計が2 万5,000平方メー トル以上5万平方 メートル未満のも の 856,000円。た だし、工場等の場合 にあつては、228,000 円とする。</p> <p>g 非住宅部分増加 床面積の合計が5 万平方メートル以 上のもの 962,000円。た だし、工場等の場合 にあつては、272,000 円とする。</p>
(3)	法第12条第2項又は第13条第3項の規定による軽微な変更に関する証明書の交付	〃	(2)に定める区分に 応じ、それぞれ(2) に定める額

「(1) 法」を「(4) 法」に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下この項において「登録建築物調査機関」という。）が交付した建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に適合していることを証する書類（以下この項において「適合証」という。）が提出された」を「当該計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合すると知事が認めた」に、「

1 件」を「〃」に改め、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済

産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。）第1条第1項第1号のロに掲げる基準への適合を確認する方法（以下この項において「」を削り、「」という。）による」を「による」に、「(2) 法」を「(5) 法」に、「適合証が提出された」を「当該計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合すると知事が認めた」に、「(3) 法」を「(6) 法」に、「登録建築物調査機関が交付した建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類が提出された」を「当該計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合すると知事が認めた」に改め、同項の備考の1中「この項の(1)又は(2)」を「この項の(4)又は(5)」に、「(1)又は(2)に」を「(4)又は(5)に」に改め、同備考の2の(1)中「この項の(1)のアの(7)」を「この項の(4)のアの(7)」に改め、同2の(2)中「この項の(1)のイの(7)」を「この項の(4)のイの(7)」に改め、同2の(3)中「この項の(2)のアの(7)」を「この項の(5)のアの(7)」に改め、同2の(4)中「この項の(2)のイの(7)」を「この項の(5)のイの(7)」に改め、同2の(5)中「この項の(3)のアの(7)」を「この項の(6)のアの(7)」に改め、同2の(6)中「この項の(3)のイの(7)」を「この項の(6)のイの(7)」に改め、同備考の3中「この項の(1)又は(2)」を「この項の(4)又は(5)」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

医療推進課
薬事管理課
園芸畜産課
建築住宅課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年 3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第15号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県自殺対策緊急強化基金の項及び長野県緊急雇用創出基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

保健・疾病対策課
労働雇用課

長野県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年 3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第16号

長野県精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

長野県精神保健福祉センター条例（昭和47年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表の1 文書料の項中 「 1,200円 」 を 「 1,300円 」 に

改める。

附 則

この条例は、平成29年 4月 1日から施行する。

保健・疾病対策課

長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年 3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第17号

長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

長野県立総合リハビリテーションセンター条例（昭和49年長野県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表の1 文書料の項中 「 1,700円
1,500円 」 を 「 1,900円
1,700円 」 に

改める。

附 則

この条例は、平成29年 4月 1日から施行する。

障がい者支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年 3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第112条の次に次の1条を加える。

（賃金及び工賃）

第112条の2 指定就労継続支援A型事業者は、次条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第74条本文の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、次条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第74条ただし書の規定により雇用契約を締結していない利用者に対しては、当該利用者に係る生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を、その生産活動に従事している者に対して支払う工賃としなければならない。

4 指定就労継続支援A型事業者は、次条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準条例第74条ただし書の規定により雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、規則で定めるところにより、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

5 賃金及び第3項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第113条第1項中「第35条」を「第68条の2」に改め、同条第2項中「、第35条、第42条第1項及び第3項」を削り、「第67条」の次に「、第68条の2」を加え、「並びに第74条」を「、第74条、第74条の2及び第76条」に、「第35条第3号」を「第68条の2第3号」に、「障害福祉サービス事業基準条例第42条の見出し及び同条第1項中「生産活動」とあるのは「就労」と、同条第3項中「生産活動の機会」とあるのは「就労の機会」と、「生産活動の能率」とあるのは「作業の能率」と、障害福祉サービス事業基準条例第75条第1項中「前条本文」とあるのは「指定障害福祉サービ

ス事業等基準条例第113条第2項において準用する前条本文」と、同条第2項及び第3項中「前条ただし書」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第113条第2項において準用する前条ただし書」と、同項中「前項」を「同条第4号中「第75条第3項」に、「第113条第2項において準用する前項」を「第112条の2第3項」に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第61号)の一部を次のように改正する。

第35条第4号中「第40条」の次に「及び第68条の2」を加える。
第68条の次に次の1条を加える。

(運営規程)

第68条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 第7条第1号から第3号まで及び第5号から第9号までに掲げる事項
- (2) 営業日及び営業時間
- (3) 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (4) 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び第75条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

第74条の次に次の1条を加える。

(就労)

第74条の2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会を提供する場合には、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会を提供する場合には、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会を提供する場合には、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第75条第1項中「前条本文」を「第74条本文」に改め、同条第3項中「前条ただし書」を「第74条ただし書」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前条ただし書」を「第74条ただし書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第80条中「、第35条」及び「、第42条第1項及び第3項」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「と、第42条の見出し及び同条第1項中「生産活動」とあるのは「就労」と、同条第3項中「生産活動の機会」とあるのは「就労の機会」と、「生産活動の能率」とあるのは「作業の能率」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

障がい者支援課

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第19号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第20条及び第48条において」を「以下」に改める。

第59条第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員、保育士又は2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した規則で定める者(第4項において「障害福祉サービス経験者」という。)

第59条第4項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条の次に次の1条を加える。(評価等)

第59条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、その提供する指定放課後等デイサービスについての次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

2 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第60条中「第29条」を「第24条まで、第25条第1項及び第2項、第26条から第29条」に、「、第51条」を「並びに第51条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第59条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第59条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

障がい者支援課

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第20号

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例（昭和23年長野県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表中	5,600円	を	5,800円	に改める。
	1,900円以上14,000円以下の範囲内で知事が定める額		2,000円以上15,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	5,600円		5,800円	
	4,300円以上17,000円以下の範囲内で知事が定める額		4,400円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	5,600円		5,800円	
	7,400円以上13,000円以下の範囲内で知事が定める額		7,500円以上14,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	2,700円		2,800円	
	4,500円		4,600円	
	3,300円		3,400円	
	4,400円		4,500円	
	7,000円		7,200円	
	3,100円以上14,000円以下の範囲内で知事が定める額		3,200円以上15,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	5,100円以上16,000円以下の範囲内で知事が定める額		5,200円以上17,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	13,000円		14,000円	
	2,400円以上11,000円以下の範囲内で知事が定める額		2,500円以上12,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	8,000円以上16,000円以下の範囲内で知事が定める額		8,200円以上17,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	13,000円以上21,000円以下の範囲内で知事が定める額		14,000円以上22,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	30,000円		31,000円	
	12,000円		13,000円	
	32,000円		34,000円	
	67,000円		69,000円	
	9,500円		9,800円	
	11,000円		12,000円	
	3,300円		3,500円	
	2,400円		2,500円	
	1,600円以上2,700円以下の範囲内で知事が定める額		1,700円以上2,800円以下の範囲内で知事が定める額	
3,700円	3,800円			
9,400円以上17,000円以下の範囲内で知事が定める額	9,500円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額			
4,700円以上14,000円以下の範囲内で知事が定める額	4,800円以上15,000円以下の範囲内で知事が定める額			
5,600円以上90,000円以下の範囲内で知事が定める額	5,800円以上92,000円以下の範囲内で知事が定める額			

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

公害の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第21号

公害の防止に関する条例の一部を改正する条例

公害の防止に関する条例(昭和48年長野県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第54条を次のように改める。

第54条 削除

別表の2中「、66の2」を削り、「66の7」の次に「、66の8」を加え、同表の4中「別表第1の66の2、66の3」を「別表第1の66の3」に改め、「66の7」の次に「、66の8」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

環境政策課
水大気環境課

長野県水環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第22号

長野県水環境保全条例の一部を改正する条例

長野県水環境保全条例(平成4年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

水大気環境課

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第23号

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例(昭和58年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

別表の繊維の項中「7,600円」を「7,800円」に、「1,300円以上3,000円」を「1,400円以上4,800円」に、「2,700円」を「2,800円」に改め、

同表の木工の項中

材 料 強 度 試 験	1 試 験 片	600円以上900円以下
材 料 物 性 試 験	1 試 験 片 (フィルム1枚) 1 件 1 時 間	1,000円以上7,100円以下

を

材 料 物 性 試 験	1 試 験 片 (フィルム1枚) 1 件 1 時 間	1,100円以上7,300円以下
-------------	-------------------------------------	------------------

に、「2,300円」を「3,200円」に改め、同表の機械金

属の項中「1,000円以上25,000円」を「1,100円以上26,000円」に、「1,200円以上124,000円」を「1,300円以上124,000円」に、「6,600円」を

「6,800円」に、「700円以上8,300円」を「800円以上8,400円」に、

〃	1,700円以上2,900円以下
1 件 (フィルム1枚) 1 測定箇所	1,700円以上23,000円以下

を

1 測定箇所	2,300円以上3,400円以下
1 件 (1 測定箇所)	500円以上24,000円以下

に、「900円以上14,000円」を「1,000円以上15,000円」に、「1,300円以上30,000円」

を「1,400円以上31,000円」に、「9,500円」を「9,800円」に、

1 台 (1 測定項目)	1,200円以上4,100円以下
-----------------	------------------

を

「

1 測定項目	1,200円以下
--------	----------

」に、「5,000円以上44,000円」を「5,200円以上46,000円」に、「2,200円」を「2,300円」に改め、同表の食品の項中「10,000円」を「11,000円」に、「22,000円」を「23,000円」に、「1,500円以上39,000円」を「1,600円以上40,000円」に改め、同表の化学等の項中「1,300円以上35,000円」を「1,400円以上36,000円」に、「10,000円」を「2,500円」に、「1,300円以上3,500円」を「1,400円以上3,600円」に改め、同表の試料前処理の項中「1,800円以上3,600円」を「1,900円以上3,700円」に改め、同表の成績表謄本又は証明書の項中「600円」を「700円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

ものづくり振興課

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第24号

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例（昭和27年長野県条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表の2 検査の項中

(15) ヨーネ病検査			
ア 酵素免疫測定法による検査	イ ヨーニン検査	〃	〃

を

(15) ヨーネ病検査			
ア 酵素免疫測定法による検査	イ 遺伝子検査	ウ ヨーニン検査	〃

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

園芸畜産課

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第25号

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例（昭和30年長野県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の自給飼料作物化学試験の項中「

1,300円

」を

「

1,400円

」に、「6,900円」を「7,200円」に改め、同表の寒天

の製造に関する理化学試験の項中「400円以上9,700円」を「490円以上10,000円」に改め、同表の木材理化学試験の項中「1,300円以上31,700円」を「1,600円以上34,400円」に改め、同表の林木の種子発芽試験の項中「

5,100円

」を「

5,500円

」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

園芸畜産課
信州の木活用課

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第26号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び禁止屋外広告物」を「等」に、「・第3条」を「一第3条の2」に、「第18条の2」を「第18条の3」に改める。

第2章第1節の節名を次のように改める。

第1節 屋外広告物表示禁止物件等

第2条第2項中「前項第8号」を「前項第9号」に改める。

第3条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 倒壊又は落下のおそれがないこと。

第3条第3項第1号中「前項第3号」の次に「及び第4号」を加え、同条第4項中「第2項第5号」を「第2項第6号」に改め、第2章第1節中同条の次に次の1条を加える。

(点検)

第3条の2 広告物等を表示し、設置し、又は管理する者は、前条第2項又は第3項の基準を維持するため、規則で定めるところにより、広告物等の点検を行わなければならない。

2 前項の点検のうち規則で定める広告物等に係るものは、法第10条第2項第3号のイに規定する試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に行わせなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(点検結果の報告)

第12条の2 前条第1項の規定による許可の更新を受けようとする者は、規則で定めるところにより、第3条の2第1項の点検の結果を知事に報告しなければならない。

第2章の2中第18条の2の次に次の1条を加える。

(報告及び立入検査)

第18条の3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、設置し、又は管理する者に対し、広告物等に関し報告させ、又は資料を提出させることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、広告物等の存する土地又は建物に立ち入り、広告物等を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

第27条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第18条の3第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定、第3条第2項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定並びに同条第3項第1号及び第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表の45の項中

「(14) 条例第13条第1項の規定による表示等の廃止の届出及び氏名等の変更の届出の受理」を

「(14) 条例第12条の2の規定による点検結果の報告の受理
(15) 条例第13条第1項の規定による表示等の廃止の届出及び氏名等の変更の届出の受理」に、

「(15)」を「(16)」に、「(16)」を「(17)」に、「(17)」を「(18)」に、「(18)」を「(19)」に、「(19)」を「(20)」に、「(20)」を「(21)」に、「(21)」を「(22)」に、「(22)」を「(23)」に、

「(23) 条例第18条の2第3項の規定による保管広告物等の評価及び売却並びにその売却した代金の保管」を

「(24) 条例第18条の2第3項の規定による保管広告物等の評価及び売却並びにその売却した代金の保管
(25) 条例第18条の3第1項の規定による報告等の徴収
(26) 条例第18条の3第2項の規定による立入検査又は質問」に改める。

都市・まちづくり課

県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第27号

県営住宅等に関する条例の一部を改正する条例

県営住宅等に関する条例(昭和35年長野県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第1号、第3号及び第4号」を「第2号及び第3号」に、「第4号)」を「第3号)」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「第4号)」を「第3号)」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第6条第1項中「政令」を「公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。))」に改める。

第29条第2項中「及び第7条」を「中「公営住宅法施行令」とあるのは「住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号)第12条において準用する公営住宅法施行令」と、第7条」に改め、「(昭和35年政令第128号)」を削る。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

建築住宅課公営住宅室

政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第28号

政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

政務活動費の交付に関する条例(平成13年長野県条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年4月1日から平成29年3月31日」を「平成29年4月1日から平成30年3月31日」に改める。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

総務課

高等学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第29号

高等学校設置条例の一部を改正する条例

高等学校設置条例(昭和39年長野県条例第64号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県須坂商業高等学校の項及び長野県須坂園芸高等学校の項を削る。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

高校教育課

長野県少年自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第30号

長野県少年自然の家条例の一部を改正する条例

長野県少年自然の家条例（昭和52年長野県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、団体宿泊訓練を行い」を削る。

別表を次のように改める。

(別表) (第14条関係)

1 宿泊を伴う場合

(1) 宿泊施設

区 分		金 額	
一般	25歳以上の者	1人1泊について	1,050円
	25歳未満の者	1人1泊について	700円
小・中学生		1人1泊について	350円

(2) キャンプ場

区 分		金 額	
一般	25歳以上の者	1人1泊について	600円
	25歳未満の者	1人1泊について	400円
小・中学生		1人1泊について	200円

2 宿泊を伴わない場合

(1) 研修室及び体育館

区 分	金 額		
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後5時から 午後8時まで
研 修 室	300円	300円	300円
体 育 館	900円	900円	900円

(2) 研修室及び体育館以外の施設

区 分	金 額
25歳以上の者	1人1日について 300円
15歳以上25歳未満の者 (中学生を除く。)	1人1日について 200円

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

文化財・生涯学習課

長野県青年の家条例を廃止する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第31号

長野県青年の家条例を廃止する条例

長野県青年の家条例（昭和42年長野県条例第19号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

文化財・生涯学習課

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第32号

長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

長野県地方警察職員定数条例（昭和29年長野県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「120人」を「121人」に、「1,000人」を「1,005人」に、「1,034人」を「1,038人」に、「1,064人」を「1,069人」に、「3,921人」を「3,936人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

警 務 課